#

まずル

ター自身の思惟構造の特質を捉えて、

その後に両者を

倉 松 功 荖

基 ル タ 1 神学とその社会教説 ――二世界統治説の研究――』 0)

永 H 諒

ことになろう。今回は、 どのようなものであったか」という課題を、 心から出発して、 信仰義認の教説、つまり神の前に確立された個人の自由という宗 社会教説とを統合的に把握する水準にまで達し得たのか、 れば、それは我が国の宗教改革史研究も、ついに改革者の神学と この感慨をいくらか普遍化して表現することを許してもらうとす 評者はある種の喜びが胸中にこみあげてくるのを禁じえなかった。 その後に両者の関係を明らかにするのではなくして、 者がとったのは、ルターの神学と共同体論とを別々に検討して、 的に検討することによって体系的に説明していく。 教的立場が、どのような共同体理解と符合するか、という問題関 論究した労作である。 (Zwei-Reiche-Lehre, Zwei-Regimente-Lehre) という観点から 本書は宗教改革者ルターの神学と社会教説を、「二世界統治説 宗教学と歴史学の接点に位置する部厚い本書を手にしたとき、 「ルターにおける信仰と共同体の内的関連性は 著者はプロテスタンティズムの特色である 本書を歴史学の側面から書評する。 彼自身の著作を分析 そのとき、婆 むしろ反対 という

> 通読したとき、我々はその体系的に完成された説得力により、こ 我々は著者と基本的な問題関心を共有していない。しかし本書を かも快刀乱麻を断つように解決されるのを感じるのである。 れまでルターに対して抱いていた彼の思想の不可解な部分があた 本書の第二の意義は以上の方法論にあるといってよい。もちろん、 の概念」であり、そこから生れる体系が「二世界統治説」である。 一的に説明しようとする方法である。 本書は三部から成る。 思惟構造の特質とは「対

する。 Troeltsch) とホル(K. Holl) の所論と二世界統治説の関連を紹介 となるように、 評では著者の論述を追うのではなくて、本書の内容把握の手助け れ、決して新しいものではないことがたどられる。しかし、本書 いう観点からルター思想を捉えようとする研究は古くから認めら 第一部は研究史の回顧である。ここでは、「二世界統治説」 第一部 序説――二〇世紀初頭以降の当該問題の研究史 論述の中から特に我々に馴染の深いトレルチ (E. ٤

世界統治の二様式」、 出現によって成立し、終末の日まで続くという救済史観がこの教 による救いという救済論、そしてこの世の二つの国はキリスト ヌムとして統一的に把握される。 る。この二つの統治は、ルターにおいて、ともにキリストのレ 国と、恩寵、信仰、福音に従う霊的統治・国との統合的理解であ 二世界統治説とは「悪魔に抗してこの世界を保持するための神の 「救済論に貫かれた救済史観」として位置づけられる。 便宜上、まず、二世界統治説のなんたるか、からはじめたい。 即ち、理性、 また、 業、律法に従うこの世的統治 この教説は神学的には キリスト

たルターの神学・社会観の総体であって、 のすべてを所有する「キリストのみ」の言いかえにほかならない 説の基礎である。 ・思想のあらゆる局面にみいだされ、 「信仰のみ」による義認であるが、これはまた神の恵みの賜物 従って、二世界統治説は なぜなら、 周知のようにルターの救済論といえ 「キリストのみ」に貫かれ またあらゆる局 それ故にこの教説はル 面から解

明されなければならない。

内面性とは、 てのルター的理解のみに注目して、 学的解釈をすることを控え、キリスト教徒の個人的内面性につい に従って、その教会を教会的総合文化の中の救済施設とする 世界統治説と関連してくるのは、 握することができずに、いくつかの点で破綻をきたしている。 christlichen Kirchen und Gruppen)に代表されるトレルチの考 とだからである。 は問題がある。 分野であるが、それをトレルチのいうように心情倫理とすること 葉仮説に適合させた結果である。 の倫理の区別である。 格は神の前で「信仰のみ」によって立つ人格のことだからである。 適用される倫理としてみることは妥当でない。 キリスト教会と教団の社会教説」 と規定したが、この判断はルターの見える教会について神 その方法論の故に、ルターの社会観と神学とを統 社会倫理を問わずに、 人格の倫理、 なぜなら、 キリスト教徒の人格を人格的な相互関係の間に 彼は、ルターの教会概念を社会学的理念型 根源的にキリスト教倫理が適用される ルターの場合、 この場合、 キリスト教的倫理と世俗的 すべてこの世 それを彼の社会学的考察の作 (Die 人間に関することは キリスト教的個人の Soziallehren der キリスト教徒の人 一の人格に関するこ 一的に把 一教

> されるべき場所としての見える教会の神学的解明を一 この解釈視角のずれには、 解明を断念していることと全く軌を一にしている」。 論的制約の故に―― 放棄したこと、 ŀ i ルチが「そこで職務の倫 ルターの職務の倫理の神学的 塑 その方法 が

って、 式による神の世界統治を深く問うことをしないで、 うキリストの統治としての共同体論を正面から論じるには至って 知したのがキリストであることであった。 に結合していること、 問いかけを行なったホルが得た解答は、 性については言及しないで終っている。 についてのルターの積極的な発言は明らかにすることができたが れの責任の相違を強調した結果、 単純に地上の教会と国家とを意味するものとして論じている。 リストの霊的統治・国と世俗的統治・国という左右二つの統治様 を進めて、 念の逆説がルターにおいてどのように把握されているか」という して「神の審判と恩寵とがひとつであるというキリスト教の神概 かかわらず、やはり不十分な結果に終っている。 ターにとって重要な問題であった国家の悪魔化、 ない。また、 その論考においてホルは、 ホルの視角は二世界統治説の重要な一 教会の本質と罪の許しがキリストの統治でもあると 彼は教会と国家との関係について検討した際、 そしてそのような神の恩寵と罪の許しを告 政治と宗教の区別、 教会と国家の自立性と、 神の怒りと恩寵はひとつ しかし、 面と符合するに ルター神学に対 この世 両者を各々、 彼はこの見解 国家の課題 それぞ 1の悪魔

V

能性を示唆する。 批判して、 以上のように、 二世界統治説という視角が従来の研究の欠陥を補う可 その主張は説得力に富む。 著者はトレルチ、 ホル の所論をその方法

第二部「二世界統治説」と、第三部「ルターの二世界統治説の第二部「二世界統治説」と、第三部は二世界統治説そのものの歴史的位置」とが本論をなす。第二部は二世界統治説そのものの歴史的位置」とが本論をなす。第二部は二世界統治説そのものの歴史的位置」とが本論をなす。第二部は二世界統治説そのものの歴史的位置」とが本論をなす。第二部は二世界統治説そのものの歴史的位置」とが本論をなす。第二部に一世界統治説の歴史的位置」とが本論をなって、できる限り箇略に要点をまとめるに関連のあり方に顧みて、できる限り箇略に要点をまとめるに関連のあり方に顧みて、できる限り箇略に要点をまとめるに関連のあり方に顧みて、できる限り箇略に要点をまといる。

第二部 二世界統治説

「第一章 二世界統治説の展開史的考察」

のが、 用いられるときには、人々はこの世で悪魔の統治下にあることを、 呼ばれるほどに肯定的に評価される。このような矛盾を解決する ときには、 のである。このような見解は、 また律法の非本来的意味である市民的用法で用いられるときには、 立する。 人々はむしろキリストの支配下にあることを表現しているという 後者は救済が問題にされるときには、悪魔の統治として前者に対 一世界統治説に包摂されていくものであるという著者の神学的課 この世にはキリストの霊的統治と、この世の統治とがあるが、 への解答によって支えられている。 ルター思想の根本にある「対の概念」である。 律法観について説明すれば、それが固有の神学的用法で しかし、 前者もまた悪魔の傘下を脱してキリストの俗的統治と 神の世界統治に仕える一様式として考えられる ルターの対概念のすべてはやがて 例えば、こ

> 出す可能性をもつ。それはこの世の統治・国が救済史的意味をも を有する。 ての法の目的が愛と平和』であるように市民的法を運用する機能 の場としての意味をもつ家庭、 層はっきりしたものになる。三機関とは、悪魔に対する神の戦 の参加の方法は「神の三機関論」という補助的範疇を加えて、 世の法と公権力を必要とし、喜んで世俗的統治・国に加わる。 に所属している。彼らは自らのためではなく、隣人のためにこの ものも必要としないが、彼らも救済史の面からは世俗的統治・国 ちの群れである。真のキリスト教徒は本来、 つという由縁である。 人を罰し、義しい者を助け、彼らを暴力と不正から守り、 しかし、他面、これらは暴君の支配や混乱状態を作り 国家、教会である。それらは、 霊的統治以外のなに 『すべ 悪

本章の前半は、ルターの教会観の特色とされている見える教会したとき、最も期待した内容を含んでいるといえよう。関心を引きつけずにはおかない。本章以降が、我々が本書を手に関心を引きつけずにはおかない。本章以降が

「第三章

ルター神学における二世界統治説の位置

界統治説)として統一的に捉えられる。 のあらである。ここに、二つの教会はキリストの支配下に(二世る教会においてみ言葉とサクラメントという徴しをもって現われて教会、『義人ないしは信仰者の集まり』である。他方、見えれた教会、『義人ないしは信仰者の集まり』である。他方、見えたざる教会の二重性について検討している。ルターによれば、と見えざる教会の二重性について検討している。ルターによれば、

数会は「現実の教会は、教会の本質的な救いの手段として、サところで、このような教会論は教皇制とは相容れない。ロー

33

ij

、ストの霊的統治・国とは真にキリストと共にある信仰者た

二世界統治説の展開

評

ク

である。 らない。 髪の毛ひとすじ、その職務から逸脱』しても、それを許してはな ならば、 である。 信仰によって神に導く』役割をもち、 権に対して積極的、俗権に対して消極的である。教権は『人々を この項は三期にわけて考察される。 の外的、 体である」と主張しており、 ターの初期神学集大成の時代である。 という理念をもたないからである。 ラメントをもっている外的、 (俗権と教権)と、それらに対する反抗権について検討している。 他方、世俗的な公権力は、 我々もそのことにおいて罪を犯すことになる。』『彼らが それ故、 普遍的キリスト教会観は、 『俗権は魂を害することはできない。 教権がそれを怠るときに、 洗礼共同体として基礎づけられたそ 祭儀的共同体であり、 神の前では取るにたらぬもの 本章の後半は、 第一期は一五二〇年前後、 キリストにおける教会の統一 『大きく測り知れない宝』 この期の反抗権理解は、 『我々がそれを許す 彼らが害すること 二つの公権力 キリストの身 教 ル

この期の反抗権理解は二世界統治説と直接的に関連性をもつもの 界統治説の原則に立っていることを示している。 救済論にあることは、 視するようなあいまいな概念規定がみられる故に、 一期は一五三〇年まで、 革 しかし、 二四一二五年の農民戦争、 反抗への論拠が理性や外的律法によらずに、 この期のルターの公権力論が、 二一一二二年のヴィッ 二五年のエラスムスとの テンベル やはり二世 必ずしも ククの

にキリスト教会内のものとしたり、

おうと、

ができるのは、ただ身体や財産のみである。』『俗権が不正を行な

の霊的統治とを混同しているからである。

これに反抗する必要はない。』この論理には俗権を純粋

教権をキリストの霊的統治と

論争などがあった時期である。この間に、

ルターは左右の改革運

旗の下に社会改革を目論む農民の要求は、 激しい攻撃を加える。それが農民戦争の場合である。 の統治様式が混同されるという事態が生じたときには、ルターは 期との間で大きな変化はない。そして、二世界統治説に基く二つ 積極的に前面におしだされる。 別という点から作りだしている。 想とする。 免職しうる』ような説教運動に基いた福音主義的教会共同体を理 民共同体とは区別された教会共同体が自らの牧師を任命し、 の方向は、 ながら反抗権理解を深めていく。 動から攻撃をうけ、 『キリストの言葉が反キリストの統治を妨害する』と福音宣教が 、ていえば、 彼はこの改革案をキリストの霊的統治と俗的統治の峻 『み言葉の宣教』という教会改革である。 第一期のような単なる反抗は影をひそめて、 彼らとの対立の中で自己の改革路線を提 俗権に対しては、 従って、 この時期に彼が求めていた改革 教権に対する反抗につ 世俗的統治とキリスト 基本的には第 それは 福音主義の むしろ

至り、 なると思われるようなこの積極的反抗論も、 終末論の光に照らされて生きる-ターにとって、 解釈の運用という側面からのみ行なわれたのではない。 律家の意見と同様に、皇帝と帝国等族とを同位の俗権とみなすに 力に発展した時期である。このとき、 第三期は一五三〇年代、 しかし、そのことは単に当時の政治情勢に適合するような法 ザクセン選挙侯の皇帝に対する武力反抗の可能性を承認し からも承認されるのである。 「キリスト教徒の政治責任は救済への秩序の中で プロテスタンティズムが帝国の政治勢 即ち、一般のルタ 救済史の中の事柄 ルターはザクセンの宮廷法 決してルター本来の それはル 観とは異

教権の下層ないしは下級的存在であること、このことはそれぞれ剣説の二つの権威は神によって設けられたこと、そのとき俗権は

郡

たここに理解されている俗権には終末論的、悪魔的な様相の把握いること、従って教権は俗権を「直接」支配統治できること、ま

神学的立場と矛盾するものではない。

世界統治説という観点から整合的に捉えることができる。以上、時期により変化があると映るルターの反抗権理解も、

第三部 ルターの二世界統治説の歴史的位置世界和治説という観点から聖合的に扱えること

完成したのはボニファティウス八世であった。大教書『ウナム・定成したのはボニファティウス八世であった。大教書『ウナム・本章は、中世の二権説、あるいは二剣説とルターの見解の対立本章は、中世の二権説、あるいは二剣説とルターの見解の対立を張を伴ういわゆる「二剣説」(Zwei-Schwerter-Theorie)を、主張を伴ういわゆる「二剣説」(Zwei-Schwerter-Theorie)を、主張を伴ういわゆる「二剣説」(Zwei-Schwerter-Theorie)を、主張を伴ういわゆる「二剣説とルターの見解の対立本章は、中世の二権説、特に教皇絶対権への批判」

サンクタム』(Unam sanctam)からその要点をまとめれば次のよ

ーの二世界統治説との相違点を拾いあげれば次のようである。二キリストの代表者ペテロ、またペテロの後継者』である。この教会の主はひとりであり、『それはキリスト、即ちもない。この教会の主はひとりであり、『それはキリスト、即ちもない。この教会の主はひとりであり、『それはキリスト、即ちらである。唯一の聖なるカトリック教会の外には救いも罪の赦しうである。唯一の聖なるカトリック教会の外には救いも罪の赦しうである。唯一の聖なるカトリック教会の外には救いも罪の赦し方である。唯一の聖なるカトリック教会の外には救いも罪の赦し方である。

信仰への姿勢そのものからして全く異なる立場に立つものである。信仰への姿勢そのものからして全く異なる立場に立つものである。ないえる。第一に、二剣説にはルターの二世界統治説にみられるよいえる。第一に、二剣説にはルターの二世界統治説にみられるよいえる。第一に、二剣説にはルターの二世界統治説にみられるよいえる。第一に、二剣説にはルターの二世界統治説にみられるよいえる。第一に、二剣説にはルターの二世界統治説にみられるよいえる。第一に、二剣説にはルターの二世界統治説にみられるよいえる。第一に、二剣説にはルターの一世界統治説にみられるよいえる。第一に、二剣説にはルターの大きない。

分析を通じて行う。にいた同時代の熱狂主義者たちとルターとの比較を、彼らの思想にいた同時代の熱狂主義者たちとルターとの比較を、彼らの思想本章は、ミュンツァー、カールシュタットというルターの周辺

「第二章 熱狂主義批判」

ち」が形成する団体が俗権を奪取し、やがてこの世を直接、 『神に選ばれた者たちの契約団体』(bund der außerwelten Gotis) 俗権力が救済史において教会とは独立した独自の意味を持つこと ーにとって世俗権力は常に悪であって、 しなければならない。以上の論点からわかるように、ミュンツァ 悪しき被造性に対して、 の社会秩序の中で有産者と支配者という形で現われている現世の て試みられなければならない点に彼の特徴がある。 の神になることは個人においてのみならず、また社会全体におい することになる。この世の人間が神々になるのである。ただ、 (3)歴史理解。彼によれば、 しなければならないという目的をもつ宗教的一元論に立っている。 の区別の強調は、ミュンツァーにはみられない。彼の教会論とは、 それは、正しい業と神の教えを体験する「選ばれた者た 真の信仰は鋭く対立し、これを力で転覆 選ばれた者たちはやがて律法をも止揚 ルターの場合のように世 従って、 既存 ے.

く』と語られるように、キリストは神の「賜物」として捉えられ 前では罪人として、 を模範とすることによって獲得される。キリストは「模範」であ すると説明される。②従って、 律法は単なる外的文字ではなく、 もルターとは律法理解を異にする。彼はキリストの恩寵を内的啓 カールシュタットの場合も、 他方、 ③次に、このような律法と福音の解釈が導きだす教会論の理 律法を外的啓示として、 ルターの場合には、 悔い改めと苦難においてキリストにふさわし 双方に同じ重みを与えようとする。 『人々の前では義しくとも、 義の証明は律法に従い、キリスト 論点はいくつかに絞られる。 罪を外的にではあるが真に啓示 神の (1) 彼 はない。

更に、 を求めた再洗礼派と相違する。また、それが、信仰者と非信仰者 成の契約条件とする。その点で、 しかし、そこに山上の説教の絶対自然法化に由来する権力、戦争、 はトレルチの指摘通りに弱者、強者、上下の別なくすべての者に シュタットの教会論の前提になる十誠の理解をみてゆくと、それ ットはその中間に位置するという事情があるからである。 再洗礼派」とに分けて考えることができ、しかも、 論じられる。というのは、トレルチの分類のうち、 の混合体としての共同体を考えていたルターの教会論と異なるの 宣誓、私有財産の否定は追加されない。彼は十誠のみを共同体形 た小社会形成型」(脱政治主義=例えばシュライトハイム宣言 一様に適用されなければならない絶対自然法と考えられている。 「世直し型」(俗権敵視=ミュンツァー)と、「隔離され 山上の説教に共同体形成の基礎 カールシュタ セクト型は、 カール

の熱狂主義にほかならなかった。は、投済論的次元の行為義認をこの世の領域に拡大していこうとは、投済論的次元の行為義認をこの世の領域に拡大していこうとは、投済論的次元の行為義認をこの世の領域に拡大していこうとは、投済論的次元の行為義認をこの世の領域に拡大していこうとは、投資論的次元の行為義認をこの世の領域に拡大していこうとは、投資によりに、「ミュンツァーとカールシュタットと以上にみてきたように、「ミュンツァーとカールシュタットと

さて、

が付せられているところであるが、本書にはそれがない。なぜ

通例の研究書ならば、おわりに全体についての著者の結

近い、いわば行為義認に基く共同体完全主義である。しかし、俗はいうまでもない。カールシュタットの教会論はミュンツァーに

権敵視、俗権奪取という過激さを欠いている。

がから

論的論拠。ここでは、トレルチのキリスト教共同体の三分類

書

にも問題が残されていると思われる。著者は史料を数多く引用し、

|学に関わるものであることはもちろんであるが、

叙述の進め方

ところで、本書の理解は容易ではない。課題が神学という形而

一度は試みられるべき課題であろう。

する前に、

る。出し、それを次に説明していくという論法に立っているからであ出し、それを次に説明していくという論法に立っているからであなら、本書の叙述の進め方が最初に全体の見通しをたてて結論を

ベルクでの改革運動、 それはいわゆる領邦教会制度とは相容れない思考であったという じている。次に、ルターは彼の改革を、本来「説教運動」と考え 者は本書を読んでから、 治説からルター思想の全体を説明しようという発想である。しか ると思われる。思いつくままにあげておきたい。まず、二世界統 て本書に接してみると、本書には興味深い問題提起が含まれてい 著者の構成と文脈を離れて、 想との対立点の比較は十分とはいえないが、現在の陥穽であると 会共同体の形成を市民共同体とは全く異なる次元で捉えており、 ていたという第三部第三章の指摘は興味深い。 治思想との関連性を明らかにすることは、その歴史的意義を云々 近代からの問題意識に立って進められてきた。ルターと中世の政 いう意味で評価したい。 る手がかりになると思われる。第三に、中世の二剣説とルター思 のである。この点は領邦教会制の実施、それに先立つヴィッテン ここで、 このことについてははじめにも述べた。繰り返すならば、 本書から授けられた評者の問題提起と感想を述べたい。 一農民戦争に対するルターの意義を再検討す 従来のルター研究は、 自身のルター像を吟味しなおす必要を感 宗教改革を学び歴史学徒として改め 、ほとんどの場合、 彼は福音主義的教

> ていない部分があると思われる。 者自身、 評者の知識の浅薄さを顧みずに述べることを許して頂ければ、 説得的ではあるが、 史料をそのまま論理展開の媒体に用 ていることから来る難点であると思われる。 の検討に終始している。これなどは後者に具体的な教会論が欠け のに対し、カールシュタットの場合には教会論の基礎的モメント の章で、ミュンツァーの場合、 引用文の論理に惑わされて研究課題の論点をまとめきれ 読者には論点が絞りにくいのである。 教会論の内容が具体的に語られる 例えば、 いている。 第三部の熱狂主義批判 このような方法は

更につけ加えれば、本書には活字のミスが目立つ。

これは直

脱するくだりがあるやもしれぬことである。御叱責と御教唆を頂いた事情があるかにも思われる。巻末に記載されている発行日と、実際に店頭に出された日時とにも幾分ずれがあるようである。実際に店頭に出された日時とにも幾分ずれがあるようである。実際に店頭に出された日時とにも幾分ずれがあるようである。大部の著作を限られた紙数で評しなければならなかったという理大部の著作を限られた紙数で評しなければならなかったという理大部の著作を限られた紙数で評しなければならなかったという理大部の著作を限られた紙数で評しなければならなかである。御叱責と御教唆を頂脱するくだりがあるやもしれぬことである。御叱責と御教唆を頂脱するくだりがあるやもしれぬことである。御叱責と御教唆を頂

(A5判 五二〇頁 一九七七年三月 創文社 六五〇〇円)

れば幸いである。